

## 国民年金からのお知らせ 国民年金保険料の免除・納付猶予の申請について

現在（平成26年3月まで）免除等の申請ができる期間は1年間分ですが、平成26年4月から申請時点から2年1カ月前までの期間について、さかのぼって免除申請や学生納付特例などの申請ができるようになります。

【例】平成26年4月に申請する場合→平成24年3月の分から申請可能

【例】平成26年5月に申請する場合→平成24年4月の分から申請可能

年 度	免除等の申請が可能な期間	審査の対象となる前年所得
平成23年度分	平成24年3月～24年6月	平成22年中所得
平成24年度分	平成24年7月～25年6月	平成23年中所得
平成25年度分	平成25年7月～26年6月	平成24年中所得
平成26年度分	平成26年7月～27年6月	平成25年中所得

（注1）平成24年2月分は、平成26年4月1日、2日の2日間のみ申請ができます。

（注2）平成26年度分は、平成26年7月になってから申請ができます。

### ■所得の申告が必要です

免除等の申請をする月分の対応する前年度所得に基づき審査を行いますので所得の申告が必要です。世帯主や配偶者がいる方は、世帯主や配偶者の所得審査がありますので、ご本人の所得が少ない場合でも免除等が承認されない場合があります。

※30歳まで認められる若年者納付猶予制度については、世帯主の所得審査はありません。

### ■失業等の特例免除の対象期間も拡大されます

災害や失業等を理由とした免除（特例免除といいます）は、前年所得が多い場合でも所得にかかわらず、災害や失業等のあった月の前月から免除が受けられますが、平成26年4月からは、申請時点の2年前の分からさかのぼって特例免除を申請できるようになります。

※申請時には、災害による被害額や失業等の証明書類が必要です。

■問合せ 住民生活課住民年金係 ☎72-6908

大田原年金事務所 ☎0287-22-6313

## 国保からのお知らせ 70歳以上75歳未満の方の医療機関での自己負担割合

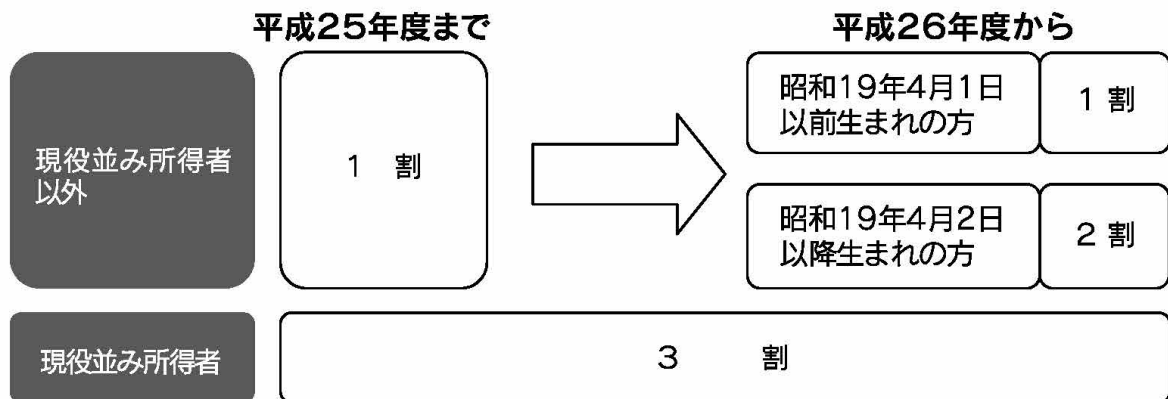
平成26年4月1日から、70歳以上75歳未満で現役並み所得者（※1）以外の方の自己負担割合が変更になります。

ただし、昭和19年4月1日以前生まれの方は、これまでどおり1割に据え置かれます。

昭和19年4月2日以降生まれの方は、70歳の誕生日の翌月（1日生まれの方はその月）から2割となります。

現役並み所得者の自己負担割合は3割のままで変更ありません。

※1 同一世帯に住民税課税所得145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる方。ただし、70歳以上75歳未満の国保被保険者の収入合計が、2人以上で520万円、1人で383万円未満の場合は申請により、1割または2割負担となります。



※後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害があると認定された方は除きます。

■問合せ 住民生活課保険医療係 ☎72-6909